

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年8月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
--------------------	----

厚生年金保険関係	5件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2600010 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2600014 号

第 1 結論

- 1 請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（令和 3 年 5 月 1 日）及び取得年月日（令和 3 年 7 月 1 日）を取り消し、令和 3 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

令和 3 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者の A 社における令和 3 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

なお、令和 3 年 5 月及び同年 6 月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和 3 年 7 月 25 日から令和 6 年 1 月 20 日に訂正し、令和 3 年 8 月から令和 5 年 6 月までの標準報酬月額を 15 万円、同年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 20 万円、同年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

- 4 請求期間②のうち、令和 3 年 7 月 25 日から令和 5 年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 7 月 25 日から令和 5 年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間②のうち、請求者の A 社における令和 3 年 8 月の標準報酬月額を 18 万円、同年 9 月から令和 4 年 8 月までの標準報酬月額を 16 万円、同年 9 月から令和 5 年 6 月までの標準報酬月額を 28 万円、同年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、令和 3 年 8 月から令和 5 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 3 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 6 請求期間②のうち、令和5年11月1日から令和6年1月20日までの期間については、本件訂正請求日（令和7年12月10日）以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから、厚生年金保険法75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成5年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年5月1日から同年7月1日まで
② 令和3年7月25日から令和6年1月20日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る記録がない。

給料支払明細書（写）及び「雇用契約書及び雇用条件書」（写）を提出するので、調査の上、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書（写）（以下「給料支払明細書」という。）及び「雇用契約書及び雇用条件書」（写）（以下「雇用契約書」という。）並びに外国人技能実習制度における受入れ元監理団体であるB協同組合（以下「監理団体」という。）の回答から判断すると、請求者は、当該期間も継続してA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主（以下「事業主」という。）により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は事業主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額（以下「本来の報酬月額（取得時）」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、令和3年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて、回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主

は、厚生年金保険の記録どおり、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年5月1日とする届書及び再取得日を同年7月1日とする届書を年金事務所に對し提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額（取得時）に基づく標準報酬月額は18万円であると認められ、上記1の訂正後の標準報酬月額（15万円）より高額であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、令和3年7月25日から令和5年11月1日までの期間について、給料支払明細書、雇用契約書及び監理団体の回答から判断すると、請求者は、当該期間も継続してA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②のうち令和3年7月については、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日を同月1日、資格喪失日を同月25日とする記録が既に存在し、同月は標準報酬月額150千円として記録されている。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の令和3年8月から令和5年10月までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、令和3年8月から令和5年6月までは15万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、令和3年7月25日から令和5年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて、回答が得られないが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主から資格喪失年月日を令和6年3月1日から令和3年7月25日に訂正する旨の届書を令和6年12月20日に受け付けていることが確認でき、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含

む。)ことから、事業主は当該期間(令和3年8月から令和5年10月までの期間)に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②のうち、令和3年7月25日から令和5年10月1日までの期間について、給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、令和3年8月は18万円、同年9月から令和4年8月までは16万円、同年9月から令和5年6月までは28万円、同年7月から同年9月までは22万円であると認められ、上記3の訂正後の標準報酬月額(令和3年8月から令和5年6月までは15万円、同年7月から同年9月までは20万円)より高額であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を、令和3年8月は18万円、同年9月から令和4年8月までは16万円、同年9月から令和5年6月までは28万円、同年7月から同年9月までは22万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間②のうち、令和5年11月1日から令和6年1月20日までの期間について、当該期間は、本件訂正請求日(令和7年12月10日)において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法が適用される期間であるところ、給料支払明細書、雇用契約書及び監理団体の回答から判断すると、請求者は、当該期間も継続してA社に勤務し、事業主から給与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求者の令和5年11月及び同年12月の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額から、22万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600022号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600015号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年4月25日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成25年4月25日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月25日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年4月25日から同年5月1日まで

私は、請求期間にA社に継続して勤務していたが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年5月1日とするところを誤って同年4月25日として届出したため、当該期間が国民年金の被保険者期間となってしまった。その後、令和8年1月30日に、事業主が喪失年月日を平成25年5月1日に訂正する届出を行ったが、請求期間の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された、請求者の同社及びグループ会社であるB社に係る平成25年分給与所得に対する源泉徴収簿(写)、同年分給与所得の源泉徴収票(写)(以下、併せて「源泉徴収簿等」という。)並びに事業主の回答及び陳述により、請求者が請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録及び源泉徴収簿等により推認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年4月25日から同年5月1日までの期間について、年金事務所に対し、請

求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年4月25日から同年5月1日に訂正する届出を、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和8年1月30日に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年4月25日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2600023 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2600016 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 25 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

平成 25 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日まで

私は、請求期間に A 社に継続して勤務していたが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 25 年 5 月 1 日とするところを誤って同年 4 月 25 日として届出したため、当該期間が国民年金の被保険者期間となってしまった。その後、令和 8 年 1 月 30 日に、事業主が喪失年月日を平成 25 年 5 月 1 日に訂正する届出を行ったが、請求期間の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された、請求者の同社及びグループ会社である B 社に係る平成 25 年分給与所得に対する源泉徴収簿（写）、同年分給与所得の源泉徴収票（写）（以下、併せて「源泉徴収簿等」という。）並びに事業主の回答及び陳述により、請求者が請求期間において A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿等、事業主の回答及び陳述により推認できる厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日までの期間について、年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日に訂正する届出を、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 8 年 1 月 30 日に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600024号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600017号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年4月25日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成25年4月25日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月25日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年4月25日から同年5月1日まで

私は、請求期間にA社に継続して勤務していたが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年5月1日とするところを誤って同年4月25日として届出したため、当該期間が国民年金の被保険者期間となってしまった。その後、令和8年1月30日に、事業主が喪失年月日を平成25年5月1日に訂正する届出を行ったが、請求期間の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された、請求者の同社及びグループ会社であるB社に係る平成25年分給与所得に対する源泉徴収簿(写)、同年分給与所得の源泉徴収票(写)(以下、併せて「源泉徴収簿等」という。)並びに事業主の回答及び陳述により、請求者が請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録及び源泉徴収簿等により推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年4月25日から同年5月1日までの期間について、年金事務所に対し、請

求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年4月25日から同年5月1日に訂正する届出を、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和8年1月30日に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年4月25日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600025号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600018号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年4月25日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成25年4月25日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月25日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年4月25日から同年5月1日まで

私は、請求期間にA社に継続して勤務していたが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年5月1日とするところを誤って同年4月25日として届出したため、当該期間が国民年金の被保険者期間となってしまった。その後、令和8年1月30日に、事業主が喪失年月日を平成25年5月1日に訂正する届出を行ったが、請求期間の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された、請求者の同社及びグループ会社であるB社に係る平成25年分給与所得に対する源泉徴収簿(写)、同年分給与所得の源泉徴収票(写)(以下、併せて「源泉徴収簿等」という。)並びに事業主の回答及び陳述により、請求者が請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか

低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿等、事業主の回答及び陳述により推認できる厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日までの期間について、年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日に訂正する届出を、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 8 年 1 月 30 日に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。